

紅紫萩居宅介護支援センター

居宅介護支援事業の基本方針に基づき要介護状態等となった、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう支援していきます。

- (1) 介護を必要とする人や家族の相談に応じる
- (2) 要介護者及び家族の依頼により要介護認定等の申請代行
- (3) 要介護者及び家族の希望に沿った介護サービス計画の作成、また、要介護者等の心身の状況などの変化や利用内容の変更に伴う計画の見直し
- (4) 他事業者との連絡調整やサービス内容などに対する不満や苦情の処理
- (5) 施設入所を希望する人に適切な施設の情報提供

4月より介護保険法改正を受けて、介護報酬等の改定があり、居宅介護支援では、標準担当件数が現行の50件から35件になり件数が40件以上になる場合は、報酬が減額される逓減制が導入されるようになりました。

初回加算、特定事業所加算や特定事業所集中減算、運営基準減算等も導入されたため、これらをふまえより質の高いケアマネジメントが、実現できるようにしていきます。